

令和5年度青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

令和5年3月28日決定

青森県のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実にかつ適正に実施するため、「青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成29年10月変更）」（以下「処理計画」という。）第3章第2節（3）に基づき、次のとおり、令和5年度青森県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を定めます。

1 処理対象PCB廃棄物

北海道PCB廃棄物処理事業においては、次の高濃度PCB廃棄物を処理します。

【当初施設処理対象物】

項目	内容
変圧器類	PCBを使用した高圧変圧器、低圧変圧器、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で3kg以上のもの
コンデンサー類	PCBを使用した高圧コンデンサー、低圧コンデンサー及びサージアブソーバーで3kg以上のもの
PCB油類	廃PCB及びPCBを含む油

【増設施設処理対象物】

項目	内容
安定器及び汚染物等	PCBを使用した照明器具安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他汚染物

2 処理計画

（1）当初施設処理対象物

ア 搬入期間

定期修理期間を除く期間に、保管事業者の理解のもと、計画的かつ早期に全量処理が行われるよう、確実に処理を進めるものとします。

イ 搬入量

原則として、令和4年度末時点で事業場内に保管されているもの及び令和5年度中に新たに発見されたものの全量とします。

（2）増設施設処理対象物

ア 搬入期間

定期修理期間を除く期間に、保管事業者及び所有事業者の理解のもと、確実に処理を進めるものとします。

イ 搬入量

原則として、令和4年度末時点で事業場内に保管されているもの及び令和5年度中に新たに発見されたものの全量とします。

3 確実かつ適正な処理を推進するための方策

高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理については、処理計画に定めるもののほか、当初施設処理対象物については令和5年度から事業終了準備期間に入るとともに、増設施設処理対象物については令和5年度末をもって計画的処理完了期限を迎えることを踏まえ、次のとおり取り扱うものとします。

(1) 高濃度PCB廃棄物処理に関する普及啓発の実施

県は、高濃度PCB廃棄物の適正処理のほか、処理施設への安全で効率的な輸送が行われるよう、保管事業者等に対して処理の必要性や計画的な使用の中止などについて必要な情報の提供に努めるとともに、PCB廃棄物処理事業への理解の促進を図ることとします。

(2) 高濃度PCB廃棄物の確実な処理の推進

県は、高濃度PCB廃棄物の確実な処理を推進するため、次の取組を行うこととします。

ア 未処理事業者に対し、関係機関と連携し、速やかに処理を完了させるよう指導するとともに、必要に応じ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第12条に基づく改善命令及び第13条に基づく代執行による処分等の措置を行うものとします。

イ 安定器の保管事業者等に対して、必要に応じて、分別等の適正な実施について指導することとします。

(3) 中小企業者等が保管する高濃度PCB廃棄物の処理の促進

中小企業者等が保管する高濃度PCB廃棄物の早期処理に向け、県は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）及び収集運搬業者との十分な連絡調整等を通じて、以下の取組に対する協力を行うこととします。

ア 中小企業者等処理費用軽減制度に基づく助成件数（台数）の増加、契約の加速化

イ 収集運搬体制の円滑化の取組の実施

(4) その他

以上のほか、高濃度PCB廃棄物の処理に当たり必要な事項については、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会等において協議、調整して定めるものとします。